

2020年10月29日

各地区連合
加盟団体代表者 殿

公益財団法人全日本ボウリング協会
会長 北川



競技者規程の改定について（通知）

日頃より当協会諸事業にご理解、ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

当協会は、2012年4月1日に公益財団法人として内閣府より認定を受けました。

公益財団法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に定める「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する」ため、会員（競技者）に制限を設けることが適当でないことになっており、プロ・アマを問わずに会員（競技者）になることができるため、競技者規程の一部を改正し、アマチュア競技者規程を廃止することといたしました。

10月9日付で決議された第3回理事会で改正した競技者規程（2021年4月1日施行）において、競技者の定義を「競技者とは、本協会会員及び日本のプロ競技者並びに日本におけるすべてのボウリング愛好者」とし、当協会の加盟団体を通じて登録する競技者を「登録競技者」としました。これに伴い、当協会の全ての規程・規則における「アマチュア」の文字は削除いたします。

各地区連合・連盟におかれましては、改正の趣旨を十分ご理解のうえ、定款・規則・規程等を改正（「アマチュア」の文字を削除、「競技者」を「登録競技者」）いただき、さらなる会員の獲得をお願いいたします。

なお、連盟定款及び会員登録規程を変更された場合、速やかに当協会へのご提出をお願いいたします。